

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、市有施設に掲載又は掲出する広告を取り扱う広告代理店を募集する。

1 事業名称

札幌市中央体育館内壁面広告事業

2 対象施設及び施設概要

- (1) 名 称 札幌市中央体育館
- (2) 所在地 札幌市中央区北4条東6丁目（別紙1「位置図」参照）
- (3) 施設概要 鉄筋鉄骨コンクリート造
地上4階建
延床面積 14,612.12 m²
主要施設
アリーナ（固定観客席 1,400 席、可動観客席 1,104 席）
剣道室、武道室、柔道室、ボクシング室、相撲室、
弓道室、アーチェリー室、ウエイトリフティング室
トレーニング室、多目的室、小会議室、選手控室 ほか
- (3) 設置目的 市民の心身の健全なる発達及び体育の普及振興を図るため
- (4) 開設年月日 平成31年4月27日
- (5) 開館時間 午前9時～午後9時
- (6) 休館日 整備休館日（第1月曜日（予定））
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (7) 年間利用者数 134,500人程度（令和3年度実績）
- (8) その他
 - ・ 札幌市の体育館で最大規模のアリーナは、2500席の観客席を備え、一体・分割利用が可能。また、可動式の観客席は、多様なレイアウトが可能でプロスポーツ、大規模な競技大会、各種スポーツなどのイベントに対応している。

3 募集の内容

- (1) 広告掲出期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）
- (2) 広告掲出位置及び面積 アリーナ壁面（別紙2「掲出スペース図」のスペース1及びスペース4～8 ※スペース2・3は対象外）
- (3) 掲出方法 壁面を損傷せず原状回復が可能な方法であれば掲出方法は限定しないが、壁面のピクチャーレールから広告物を吊下げて掲出すること。なお、設置されているレールの位置を変更することは不可。
- (4) 使用料 1,414,350円
- (5) 広告掲出条件
 - ・ 札幌市中央体育館ネーミングライツ協賛企業（北海道ガス株式会社）と同業種の企業等の広告は掲載しないこと。
 - ・ 札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守すること。
- (6) 広告物の仕様 軽量で一定の強度があり、防水性及び防炎性を有している材質であれば仕様は限定しないが、トロマット、ターポリン素材等のものを予定している。
ただし、袋加工しポールを吊下げる等の方法により、風にあおられないようにすること。
また、掲出物のデザインはアリーナと調和したものとなるよう配慮するとともに、競技に支障をきたすため白系は基調の色として使用しないこと。

(7) 広告物（出力見本）の提出先、期限及び方法

- 提出先：札幌市スポーツ局スポーツ部施設課（以下「施設課」という）
（札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル9階）
- 提出期限：令和5年3月28日。また、広告物を変更・更新する場合は、その都度、掲出する20日前までに出力見本を提出すること。
- 提出方法：出力見本は、データをPDFファイルにしたうえでCD-Rに保存し提出すること。

(8) 広告物掲出作業の工程

令和5年4月1日午前7時（開館2時間前）以降、広告代理店の責任において指定の場所に掲出すること。また、作業は開館時間外とし、作業の工程は札幌市及び札幌市指定管理者と協議のうえ決定すること。

(9) その他

- 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記すること。
- 定期的に巡回をし、広告物が剥がれるなどしている場合は直ちに設置者の負担でメンテナンスを行うこと。

4 その他

- (1) 広告代理店は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行うこと。
- (2) 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て広告代理店の負担とする。
- (3) 広告物（出力見本）の提出後、スポーツ部施設課にて内容審査を行い、広告原稿確認書を交付する。このとき、必要に応じて修正等の指示をする場合がある。
- (4) 広告物の掲出完了後、広告掲載完了報告書を速やかに提出すること。掲出確認後、広告掲出完了確認書を交付する。
- (5) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、スポーツ部施設課と十分に協議をすること。
- (6) 納入通知書により使用料を請求するため、指定された納期限までに納入すること。
- (7) 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については広告代理店の責任において行うこと。
- (8) 施設で開催される大会・イベント等の開催に支障があるとき（特に、プロスポーツの開催等において広告物をマスキングする場合がある）、施設・機器等の保守、修繕又は工事を行うとき、天災、事変その他非常事態が発生したとき、その他公益上やむを得ないとき等において、広告掲出が出来なかった場合の使用料の返還は行わない。
- (9) この仕様に定めのない事項については、お互いの協議により決定する。

<問い合わせ先（契約担当部局）>

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課管理係 担当 榎本

TEL 011-211-3045 FAX 011-211-3046